

○二松學舎大学人文学会会則

(昭和58年5月21日制定)

- 第1条** 本会は二松學舎大学人文学会と称する。
- 第2条** 本会は事務局を二松學舎大学文学部に置く。
- 第3条** 本会は人文学に関する研究・発表の推進並びに会員相互の親睦を計ることを目的とする。
- 第4条** 本会は国語国文学部会、中国学部会、都市文化デザイン部会、歴史文化部会及び人文学部会をもって構成する。
- 第5条** 本会は左の事業を行う。
- 一、年1回の総会並びに年2回以上の研究発表会の開催。
 - 二、年1回以上の講演会の開催。
 - 三、研究機関誌『人文論叢』及びその他の出版物の発行。
 - 四、その他本会の目的を達成するための事業。
- 第6条** 本会の会員は次の通りとする。
- 一、通常会員
 - 1、教職員会員
 - ア、二松學舎大学文学部・同大学院文学研究科、国際日本学研究科の専任教員。
 - イ、二松學舎大学国際政治経済学部にも所属する教員で入会を希望する者。
 - ウ、二松學舎大学附属高等学校及び附属柏中学校・高等学校の教員で入会を希望する者。
 - エ、学校法人二松學舎の職員で入会を希望する者。
 - 2、一般会員
 - ア、二松學舎大学文学部、同大学院文学研究科、国際日本学研究科を卒業または修了したもので入会を希望する者。
 - イ、二松學舎大学大学院研究生で入会を希望する者。
 - ウ、二松學舎大学文学部、同大学院文学研究科、国際日本学研究科の交換留学生で入会を希望する者。
 - エ、上記以外の者で入会を希望する者。(ただし、入会に当っては会員による紹介と会長の承認を必要とする。)
 - 二、学生会員
 - ア、二松學舎大学大学院文学研究科、国際日本学研究科在籍者。
 - イ、二松學舎大学文学部在籍者。
- 第7条** 会員は研究発表会、研究機関誌に於いて研究を発表することができ、研究機関誌等の定期刊行物の配布を受けることができる。
- 第8条** 本会には次の役員及び委員を置く。
- 一、役員
 - 1 会 長 1名
 - 2 運営委員長 1名
 - 3 研究委員長 1名
 - 4 編集委員長 1名
 - 5 監 事 2名

- 二、委員
 - 1 運営委員 若干名
 - 2 研究委員 若干名
 - 3 編集委員 若干名
 - 4 会計委員 2名
 - 5 学生委員 若干名

第9条

- 一、会長は二松學舎大学文学部長及び文学研究科長、国際日本学研究科長の互選による。
- 二、役員及び委員は教員会員より選出する。ただし、会長の指名により賛助会員に委嘱することができる。
- 三、運営委員長は委員の互選により選出する。
- 四、研究委員及び編集委員は運営委員長を除いた委員より選び、それぞれ委員長を互選する。
- 五、運営委員は研究委員会及び編集委員会のうちより選出する。
- 六、会計委員は通常会員より会長がこれを委嘱する。
- 七、学生委員の選出の方法については別に定める。

第10条

- 一、運営委員会は会長・運営委員長及び運営委員によって構成する。ただし、会計委員を含むことができる。
- 二、研究委員会は研究委員長及び研究委員によって構成する。
- 三、編集委員会は編集委員長及び編集委員によって構成する。

第11条

- 一、会長は本会を代表して会務を統べる。
- 二、運営委員会は本会の運営に関する会務を行う。
- 三、研究委員会は研究発表会、その他の研究に関する業務を行う。
- 四、編集委員会は本会の研究機関誌等の定期刊行物、その他出版物の編集発行に関する業務を行う。
- 五、会計委員は本会の会計に関する業務を行う。
- 六、監事は会計監査を行う。

第12条

- 一、役員及び委員の任期は2年とし、重任はさまたげない。ただし、連続して2期をこえることはできない。
- 二、役員及び委員が欠けた場合はただちに補充しなくてはならない。ただし、その際の任期は残任期間とする。

第13条

- 一、本会の総会は、毎年度前半に開くこととする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。
- 二、総会は次の事項について審議し、承認する。
 - 1 当該年度の事業計画及び会計予算。
 - 2 前年度の事業報告及び会計決算報告。
 - 3 役員及び委員の選出と承認。
 - 4 会則の改正。
 - 5 その他本会の運営・組織に関する重要事項。
- 三、総会の決議は、出席者の過半数を得て成立する。

ただし、会則の改正については出席者の3分の2以上の賛同を必要とする。

第14条 会費の額は、年額3,000円。ただし、学生会費、交換留学生の会費は年額2,000円とし、納入方法は別に定める。

第15条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

本会則は昭和58年5月21日より施行する。

本会則は昭和61年11月29日より一部改正施行する。

本会則は平成3年4月1日より一部改正施行する。

本会則は平成8年4月1日より一部改正施行する。

本会則は平成9年4月1日より一部改正施行する。

本会則は平成12年7月8日より一部改正施行する。

本会則は平成15年6月28日より一部改正施行する。

本会則は平成16年6月12日より一部改正施行する。

本会則は平成24年1月21日より一部改正施行する。

本会則は平成24年6月30日より一部改正施行する。

本会則は平成28年7月22日より一部改正施行する。

本会則は平成29年7月1日より一部改正施行する。

本会則は令和2年7月9日より一部改正施行する。

本会則は令和4年7月9日より一部改正施行する。

内 規

一、委員の構成

当分の間、二松學舎大学文学部国文学科から6名、中国文学科から4名、都市文化デザイン学科から2名、歴史文化学科から2名、上記以外の教職員会員からの会長の指名、委嘱により若干名を加えるものとする。

二、年間会費

- 1、通常会員は、年度ごとに、学生会員は、入学時に卒業・修了までの会費を一括納入するものとする。ただし、交換留学生の会費は、半年ごとに1,000円を納めるものとする。
- 2、一度納入した会費は返還しない。
- 3、3年以上会費を滞納した者については、本会より除名する。

三、謝礼

- 1、講演会の講師に対する謝礼は、50,000円・70,000円・100,000円の三種とし、運営委員会において決定する。
- 2、『二松學舎大学人文論叢』に関する謝礼
ア、講演会の講演録執筆に対する謝礼は15,000円とする。
イ、非会員による〈書評〉執筆に対する謝礼は15,000円とする。
ウ、非会員による〈紹介〉執筆に対する謝礼は5,000円とする。
エ、非会員による査読に対する謝礼は10,000円、会員による査読に対する謝礼は5,000円とする。

『二松學舎大学人文論叢』投稿及び執筆要項（内規）

一 投稿資格

- 1 本会の会員である者。
- 2 編集委員会が依頼する者。

二 投稿原稿

- 3 投稿原稿（以下「原稿」と略称）は、未公表の学術論文（博士学位取得済の博士論文は、既発表論文と見做し、未発表相当の改訂・変更等のないものは、受理しないので注意すること）・小論文・研究報告（実践教育法など）・資料紹介・翻訳・翻刻とする。ただし、口頭で発表しこれを初めて論文に纏めたものは、未公表と見做す。（調査報告・新資料紹介は、その調査・資料をふまえた論文であること。翻訳・翻刻は、本人の研究全体の中の当該翻訳・翻刻の位置付けを明記すること）
- 4 投稿原稿はワードかー太郎型式のデジタルデータを電子メールに添付して提出すること。また、PDF形式のものも共に送ること。
- 5 別紙に、氏名、現住所・卒業年度及び現職（在学生の場合、学年・所属）、連絡先、題目名、英文題目、論文要旨（400字相当）を明記した上で提出すること。大学院在籍者および修了者は、在学中の指導教員名（主査・副査）も明記すること。別紙の形式については、人文学会HP内にアップロードされているテンプレートファイルを使用すること。
- 6 投稿原稿は、人文学に関するものとする。
- 7 投稿原稿は、原則として日本語に限る。ただし、中国学・比較文学に関するものについては、編集委員長承認を経て、該当の原語での寄稿を認める。

三 原稿枚数等

- 8 原稿は校正時に加筆を要しない完全原稿とする。
- 9 原稿枚数は、本文・注・図版などをあわせて、四百字詰原稿用紙50枚相当以内とする。なお、小論文の原稿枚数は、10～15枚程度とする。注は、原稿用紙一マスに一字として計算する。また、文末に400字詰原稿用紙に換算した枚数を明記すること。
- 10 図版を必要とする場合、占有面積一ページ分を400字詰原稿用紙二・五枚の割合で換算する。図版原稿は、そのまま版下として使用できる鮮明なものとし、掲載希望の縦・横の寸法を明示する。
- 11 規定分量を超過している投稿は、原則として受け付けない。
- 12 同一標題の論文は、原則として連載を認めない。

四 体裁・表記等

- 13 漢文に返点・送り仮名を付けることは原則として認めない。ただし、日本漢文・日本漢学等に関する内容のもので、訓点の施し方自体を論ずる場合はこの限りではない。
- 14 注は、各章・各節ごとに付けず、通し番号を施して全文の末尾に纏める。割注を用いることは認めない。
- 15 表記は、原則として常用漢字・現代仮名遣いと

する。ただし、旧漢字・旧仮名遣いを用いる場合は、執筆者の責任に於いて、完全原稿を作成すること。

五 原稿締切り・提出先

- 16 原稿締切りは、毎年4月末日・8月末日とする。
- 17 提出方法は、次のメールアドレスに原稿本体と別紙のデータを添付して提出することとする。その際の件名は、「人文論叢原稿提出」とすること。提出先メールアドレス：
apjinbun@nishogakusha-u.ac.jp

六 校正等

- 18 執筆者校正は、再校までとする。
- 19 校正時の加筆・訂正は、初校段階に限り、必要最小限のものについてのみ認める。再校時の加筆・訂正は、原則としてこれを認めない。
- 20 大幅に加筆・訂正された場合、その結果加算される印刷費は、執筆者の負担とすることがある。
- 21 執筆者の責任で、校正が期限を越えて遅延し、発刊に支障をきたすことが予想される場合、編集委員会の責任に於いて、掲載を中止する場合がある。

七 抜刷等

- 22 掲載論文の執筆者（および書評執筆者で希望する者）に対しては、本誌五部と抜刷50部を贈呈する。抜刷の追加を希望する場合は、初校返送時に追加所要部数を連絡すること。ただし、抜刷追加部数の実費は、本人負担とする。

八 『二松學舎大学人文論叢』掲載論文等の著作権について

- 23 本誌に掲載された論文等の全ての著作物の著作権は、原則として二松學舎大学人文学会に帰属する。
- 24 前項のうち、著作者が、自著の論文等を私的利用の範囲を超えて複製・転載等を行うことは自由である。

ただし、著作者は、その旨を二松學舎大学人文学会に書面にて通知し、かつ複製物及び転載先等に出典として本誌名・号を明記しなければならない。

また複製物・転載誌等を本学会に寄贈するものとする。

- 25 本学は国立情報学研究所の「学術論文電子化事業」に参加しているため、本誌に掲載された論文は国立情報学研究所に提供する。
- 26 本学会が、著作物を本誌またはデジタル化以外に転載等するときは、本誌を通じ、あるいは個別に著作者にその旨連絡し、必要に応じて協議により措置するものとする。
- 27 著作権に関する問題処理は、著作者の責任において処理するものとする。

附 則

本投稿及び執筆要項（内規）は平成9年6月26日より施行する。

本投稿及び執筆要項（内規）は平成12年7月8日より一部改正施行する。

本投稿及び執筆要項（内規）は平成19年10月1日より一部改正施行する。

本投稿及び執筆要項（内規）は平成22年6月17日より一部改正施行する。

本投稿及び執筆要項（内規）は平成22年12月15日より一部改正施行する。

本投稿及び執筆要項（内規）は平成23年7月7日より一部改正施行する。

本投稿及び執筆要項（内規）は平成27年12月5日より一部改正施行する。

本投稿及び執筆要項（内規）は令和3年10月21日より一部改正施行する。

本投稿及び執筆要項（内規）は令和5年10月10日より一部改正施行する。